

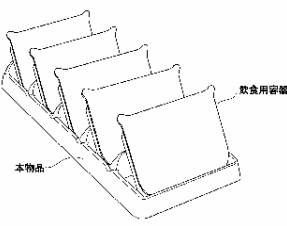

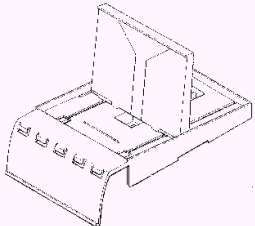
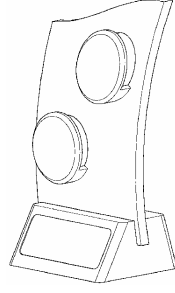
意匠分類記号	意匠分類の名称
F5-2101	商品陳列用具(卓上型)

対応する旧意匠分類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F5-210A	全	商品陳列用具(卓上型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C0-13	小物保持具
F2-73131	カード立て等。カード立て、メニュー立て、ちらし立て具、プライスカード立て、席札立て、ネームプレート取り付け板
F2-7232	事務用品整理皿
F4-7台	包装用容器
F4-72	包装用容器(吊り下げ型)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
商品陳列台	

定義			
○商品陳列用具のうち、主として卓上に置いて使用するもの。			
			
F5-2101 登録 1166191 号 飲食用容器保持具	F5-2101 登録 1164562 号 商品展示台	F5-2101 登録 115672 号 棚取り付け用コンパクト ディスクケース陳列台	登録 1150982 号 ヘッドホン用商品陳列台

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)
○透明板を介して商品を完全に覆ってしまう箱体状のものは、F5-221「商品陳列ケース(卓上型)」へ。 物品名が「陳列ケース」であっても、透明板を介していなければF5-2101に。 ●F5-210台とF4-30~31(包装用台紙)&F4-924(包装用つり下げ具)との関係について 商品陳列用具(F5-210台)とは、商品を補充して、繰り返し使用される設備品であって、商品に付帯したままの状態の販売されるものは含まないし、陳列した商品完売の際には破棄されるものも含まない。 具体的には、 ① 商品を補充して使用するもの ①-A: 商品保持部が切れ込み程度のもの、または浅い凹状のもの。→F4-30~31 ①-B: 商品保持部が金具型、袋型等のもの。→F5-2台 ② 商品の宣伝陳列のための設備具として、陳列する商品を逐次交換して使用するもの。→F5-2台 ③ 商品を保持するもののうち、商品に付帯したままの状態の商品販売が行われるもの。→F4の各分類へ。 ④ 陳列した商品完売の際には破棄する、商品の綴じつけ用、または貼着用の台紙。→F4-30~31
過去に分類した物品の名称
陳列用皿

--	--

